

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が 発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管してください！～

なぜですか？・・・国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されるからです。

控除の対象となるのは？
・・・平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額が対象です。
(過去の年度分や追納された保険料も含まれます)
また、ご自身の保険料だけでなく、**配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。**

控除を受けるには？
・・・平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには**年末調整や確定申告を行わなければなりません。**
その時に領収証書などの保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。
このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、**申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。**(平成28年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られますので、**確定申告が必要となる場合があります**)

■ 問い合わせ先の名称 **ねんきん加入者ダイヤル**

■ ☎ 0570-003-004 (ナビダイヤル)
050から始まる電話でおかけになる場合は
☎ 03-6630-2525

〈受付期間〉

平成28年11月1日(火)～平成29年3月15日(水)

〈受付時間〉

■ 月～金曜日 午前8時30分～午後7時00分

■ 第2土曜日 午前9時00分～午後5時00分

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用できません。

※ ナビダイヤルは一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

※ 「03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。